

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査（産業文化局、こども支援局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、上下水道局）の結果報告に対して、西宮市長等から措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第14項の規定により公表します。

令和2年12月14日

西宮市監査委員	石原俊彦
同	佐竹令次
同	板戸史朗
同	大川原成彦

付 記

措置を講じた部局又は団体	監査結果報告日	監査結果公表日	措置通知受理日
産業文化局	令和2年6月12日	令和2年6月15日	令和2年11月30日
こども支援局	令和2年6月12日	令和2年6月15日	令和2年11月30日
議会事務局	令和2年6月12日	令和2年6月15日	令和2年8月4日
選挙管理委員会事務局	令和2年6月12日	令和2年6月15日	令和2年11月20日
農業委員会事務局	令和2年6月12日	令和2年6月15日	令和2年10月5日
上下水道局	令和2年6月12日	令和2年6月15日	令和2年11月25日
措置の内容	別紙のとおり		



西議発第29号
令和2年8月4日

西宮市監査委員 石原 俊彦 様
同 佐竹 令次 様
同 大川原 成彦 様

西宮市議会議長 澁谷 祐介



監査結果報告に係る措置の状況について (通知)

このことについて、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

- | | |
|------------|------------------|
| 1 措置を講じた部局 | 議会事務局 |
| 2 監査結果報告名 | 定期監査結果報告 (議会事務局) |
| 3 監査結果提出日 | 令和2年6月12日報告監第6号 |
| 4 措置状況 | 別紙のとおり |

定期監査報告書に基づき講じた措置
(令和2年6月12日報告監第6号)

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P6-5

5 服 務 関 係

サービス関係の事務について、関係書類を抽出して調査したところ、次のような状況が一部に見られました。今後、適正な事務処理に努めてください。

- ・嘱託職員の時間外勤務命令簿兼処理票で、認定印がもれているもの
- ・嘱託職員の勤務を要しない日等の振替簿で決裁日がもれているもの

(講じた措置)

嘱託職員の認定印や決裁日の記入もれについては、勤務状況報告決裁時に参考資料として添付することにより周知し、適切に処理してまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P6-6

7 む す び

主に財務事務を中心に監査を実施しましたが、大きな事務処理の誤りは見受けられませんでした。しかしながら、基本的な事務処理で関連規定の確認不足によると思われる軽微なミスが見られましたので、事務の適正化に努めてください。

(講じた措置)

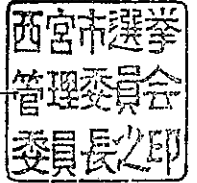
引き続き事務処理については慎重に行い、確認にあたっては複数人での作業となるよう、改善、徹底を行ってまいります。



西選発第89号
令和2年11月20日

西宮市監査委員 石原俊彦様
同 佐竹令次様
同 板戸史朗様
同 大川原成彦様

西宮市選挙管理委員会
委員長 白井 啓



監査結果報告に係る措置の状況について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

- | | |
|------------|----------------------|
| 1 措置を講じた部局 | 選挙管理委員会事務局 |
| 2 監査結果報告名 | 定期監査結果報告（選挙管理委員会事務局） |
| 3 監査結果提出日 | 令和2年6月12日報告監第6号 |
| 4 措置状況 | 別紙のとおり |

定期監査報告書に基づき講じた措置
(令和2年6月12日付報告監第6号)

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P6-7

4 財産管理事務

備品等について台帳と現物を照合して抽出調査したところ、備品番号シールが貼付されていないものが一部に見られました。今後、適正な事務処理に努めてください。

(講じた措置)

備品番号シールについては、現物を確認し、速やかに貼付を行いました。今後とも適正な管理に努めてまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P6-9

7 む す び

選挙管理委員会事務局では、選挙ミスを防ぐために、事務手順の見直しやマニュアルの改善が継続して行われています。市民に信頼される正確な投開票事務に向けて、取組みを進めてください。また、職員の世代交代により選挙事務未経験者が多くなっている現状を踏まえ、選挙事務従事者の人材育成にも、引続き取り組んでください。

(講じた措置)

選挙ごとに手順やマニュアルの見直しを行い、選挙事務初心者向けの研修会の開催等、選挙事務従事者の人材育成に引続き取り組んでまいります。



西農委発第17号
令和2年10月5日

西宮市監査委員	石原 俊彦	様
同	佐竹 令次	様
同	板戸 史朗	様
同	大川原 成彦	様

西宮市農業委員会



監査結果報告に係る措置の状況について (通知)

このことについて、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

- | | |
|------------|---------------------|
| 1 措置を講じた部局 | 農業委員会事務局 |
| 2 監査結果報告名 | 定期監査結果報告 (農業委員会事務局) |
| 3 監査結果提出日 | 令和2年6月12日報告監第6号 |
| 4 措置状況 | 別紙のとおり |

定期監査報告書に基づき講じた措置
(令和2年6月12日報告監第6号)

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P6-11

4 財産管理事務

備品について台帳と現物を照合して抽出調査したところ、廃棄手続きや設置場所の変更手続きもれとなっているものが一部に見られました。今後、適正な事務処理に努めてください。

(講じた措置)

手続きもれとなっていた備品の廃棄および設置場所の変更については、すみやかに手続きし、改善を図りました。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P6-11

5 む す び

主に財務事務を中心に監査を実施したところ、駐車サービス券の取扱いについて次のような状況が見られました。委員報酬には駐車料金が含まれていますが、公務のため登庁した農業委員に対して、駐車料金が無料となる駐車サービス券を交付していました。委員報酬との関係から、取扱いを改めてください。

(講じた措置)

駐車サービス券については、取扱いを改め、農業委員に対する交付を取りやめました。